

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨

資料1

現 行	改定後
<p>1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨</p> <p>本市では、多様な保育ニーズに対応するため、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上と、サービスの拡大を図ることを目指し、平成21年8月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第1期計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定した。</p> <p>第1期計画における袖ヶ浦第二保育所及び若松保育所の私立化にあたっては、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点などの必要事項を定めた「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を策定して、その基本的な指針とし、平成25年4月に民間法人にその運営を完全移管した。</p> <p>平成25年12月に策定した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画 第2期計画」（以下、「第2期計画」という。）では、第1期計画の理念を継承するとともに、地域の子育ち・子育ての拠点となるこども園を整備すること、待機児童対策の強力な推進を図ること、老朽化施設への速やかな対応を図ることを重要な観点とした。</p> <p>第1期計画時における、保育所運営と既存施設を併せて移管する私立化の方式（以下、「既存施設利用型」という。）とは異なり、第2期計画では、建築後40年を経過し、改築等の抜本的な対策が必要な老朽施設の建替えに伴い、国庫補助の対象となる民間活力の導入を図るとともに、建替え時の子どもの安全・安心の確保を最重要課題とし、近隣の市所有地に移転した形で、民間により施設を整備し運営する手法による私立化（以下、「民間施設整備型」という。）を3施設において計画した。</p> <p>そのため、第1期計画実施時に策定したガイドラインを基本として、第2期計画における私立化方式に対応するため、必要な事項について見直し、改定を行ったものである。</p> <p>既存施設の私立化にあたっては、保育を継続しながら、子どもへの影響が少なく円滑な引継ぎを行うとともに、本市が市立保育所として行ってきた保育の基本的な継承及び発展を図るために、本ガイドラインを基本的な指針とし、実施するものとする。</p>	<p>1. 私立化ガイドラインの目的と改定の趣旨</p> <p>(1) 第1期計画における私立化ガイドラインの策定</p> <p>本市では、既存市立幼稚園・保育所を私立化し、公立・私立が互いの役割を分担しながら連携を図り、市全体の保育の質の向上とサービスの拡大を図ることを目指し、平成21年8月に「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第1期計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定した。</p> <p>私立化にあたっては運営法人と利用者との信頼関係を基本に円滑な引継ぎを行うため、私立化の方式及びその実施において基本となる工程や留意点等の必要事項を定めた「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を策定し、本ガイドラインを私立化の基本指針とした。</p> <p>(2) 第2期計画に対応した私立化ガイドラインの改定</p> <p>平成25年12月には、第1期計画の理念の継承と、子育ち・子育て拠点となるこども園の整備、待機児童対策の強力な推進、老朽化施設への速やかな対応を重要な観点とし、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第2期計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定した。</p> <p>保育所の再編としては、老朽化施設の建替えに伴い、国県の補助金を活用し民間により施設を整備・運営する手法（以下、「民間施設整備型」という）による私立化を計画し、それに合わせガイドラインを改定した。特に、保育を継続しながら新施設の準備を進め、本市が市立保育所として行ってきた保育の継承と安定した保育が引き継がれるよう、より具体的に職員の体制や引継ぎの手法等を示し質の確保を図った。</p> <p>(3) 第3期計画に対応した私立化ガイドラインの改定へ</p> <p>令和2年3月には、第2期計画の理念を継承した「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画 第3期計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定し、保育所の私立化については、第2期の手法に準じた方式での実施を計画している。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

	そこで、保育の質を確保し安定的な保育所運営が継続的に行われるよう、これまで実施してきた私立化の課題を様々な観点で検証し、加えて昨今の保育ニーズの多様化、保育需要拡大による保育士不足等の新たな課題にも視野を広げながら、「習志野市立保育所私立化ガイドライン」を改定し、これを第3期計画における私立化の基本指針とする。
--	--

【改定内容・検討事項】

- ★各再編計画（第1期、第2期）に対応したガイドラインを改定しながら策定してきたことがより明確になるよう、期ごとに項立てをした。
- ★（3）第3期計画では、計画への対応に加え、保育を取り巻く課題にも触れ、ガイドラインを理想で終わらせず、継続的に履行していくために実情に対応したものとしたい旨を追記した。

2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方

現 行	改定後
<p>2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方</p> <p>私立化にあたっては、保護者との信頼関係を基本として子どもの最善の利益を保証できるよう、次の基本的な考え方のもとに進める。</p> <p>(1) 保育の質を確保し保育サービスの向上が図れるよう、優良な法人を公募により選定する。</p> <p>(2) 私立化にあたっては、私立化対象施設の保護者へ十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本に、意見や要望に配慮しながら実施する。</p> <p>(3) 子ども達が安定して保育所生活が営めるよう、十分な引継ぎや私立化後の支援を行い、保育内容や個々の子どもの特性を踏まえた発達の援助について、段階的に引継ぐ。</p>	<p>2. 保育所私立化にあたっての基本的な考え方</p> <p>私立化にあたっては、子どもや保護者との信頼関係を基本として子どもの最善の利益を保証できるよう、次の基本的な考え方のもとに進める。</p> <p>(1) 保育の質を確保し保育サービスの向上が図れるよう、優良な法人を公募により選定する。</p> <p>(2) 私立化にあたっては、私立化対象施設の保護者へ十分な情報の提供を行い、保護者との話し合いを基本に、意見や要望に配慮しながら実施する。</p> <p>(3) 子ども達が安定した保育所生活を営めるよう、当該施設間における十分な引継ぎや市による私立化後の支援を行い、保育内容及び子ども一人ひとりの発達の特性を踏まえた援助について、段階的に引継ぐ。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・基本的な考え方は現ガイドライン改定時に熟考した方針であるので引き継いでいきたい。
- ・（3）については、より丁寧な引継ぎができるよう、文言を整理した。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

3 私立化の方式

現 行	改定後
<p>3. 私立化の方式</p> <p>本市では、民間事業者が自身の判断で柔軟に保育ニーズに対応し、習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考としつつ、独自性のある保育が実施できるよう、完全民営化による私立化を行う。</p> <p>私立化にあたっては、本ガイドラインに則り法人を公募選定し、15か月間以上の引継ぎ期間を設け、共同保育等を行うことにより市立保育所の保育内容を継承するとともに、子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、私立化後も安定した保育の実施を可能とする。</p> <p>【私立化の流れ】</p> <p>※私立化の経過の中で市、移管先法人による保護者への説明会を実施するとともに、この他、保護者の要望等必要に応じて説明会等を実施する。</p> <p>※民間施設整備型の方においては、移管先法人による施設の建築工事が相当程度完了した段階において、私立化対象施設の保護者に対する施設内覧会を実施する。</p>	<p>3. 私立化の方式</p> <p>本市では、習志野市就学前保育一元カリキュラムを参考としつつ、民間事業者が自身の判断で柔軟に多様な保育ニーズに対応し、独自性のある保育が実施できるよう、民間施設整備型方式による完全民営私立化を行う。</p> <p>私立化にあたっては、本ガイドラインに則り法人を公募・選定し決定する。また、開園準備を含めて15か月間以上の引継ぎ期間を設け、協議を重ねながら開園準備や共同保育等を行う。そのことにより市立保育所の保育内容を継承するとともに、子ども及びその保護者との信頼関係を構築し、私立化後も安定した保育の実施を可能とする。</p> <p>【私立化の流れ】</p> <p>※私立化の経過の中で市、移管先法人による保護者への説明会を実施するとともに、公開プレゼンテーションを実施し、法人の提案を直接当該施設保護者が聞く場を設ける。その際保護者からの質疑・意見を法人に示し、回答を得る。また、保護者の意見は法人選考の参考とする。この他、地域や保護者の要望等必要に応じて説明会等を実施する。</p> <p>※移管先法人による施設の建築工事が相当程度完了した段階において、私立化対象施設の保護者に対する施設内覧会を実施する。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- ・習志野市就学前保育一元カリキュラムについては、現カリキュラム名に変更した。また、実際に参考とする部分は『指針』だけではないことから、『指針』を削除し、カリキュラム全体を参考にしていただくことを明記した。
 - ・昨今の保育ニーズは多様化していることから、文言に『多様な』を加えた。
 - ・第3期計画の私立化は『民間施設整備型方式』での実施が決まっているので、明記した。
 - ・『私立化の流れ』表中、募集要項と整合性をつけるため、法人面談に書類審査を加え、且つ面談を面接に変更した。また、法人決定前の法人による保護者説明会は公開プレゼンテーションに変更し、文言を整理した。
 - ・下段※部では、必要に応じて地域への説明が出る場合があることから、『地域』を加えた。
- ★15か月間以上の引継ぎ期間については、共同保育の期間・手法・内容・対象者等を見直し、保育の継承を、一人一人の子どもへのかかわり方にとどめず、子どもがより安定した生活を開始できるような生活の動線や環境構成、遊具の精選、職員の管理等、総合的な開園準備を公立職員と協議を重ねながら行っていくよう、この行為を『開園準備』とし、文言に加えた。
- ★三者協議会は、法人決定後すぐに設置するので、わかりやすいように表記した。
- ★公開プレゼンテーションの内容がわかりやすいように文言表現を変更した。

4. 私立化対象施設

現 行	改定後
<p>4. 私立化対象施設</p> <p>私立化対象施設は「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」によるものとする。</p>	<p>4. 私立化対象施設</p> <p>私立化対象施設は「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」によるものとする。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。

5. 移管先法人

現 行	改定後
<p>5. 移管先法人</p> <p>移管先法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。</p> <p>ただし、学校法人については社会福祉法人格を新たに取得することを妨げない。</p>	<p>5. 移管先法人</p> <p>移管先法人は、社会福祉法人又は学校法人とする。</p> <p>ただし、学校法人については社会福祉法人格を新たに取得することを妨げない。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- これまでの私立化で重視してきた乳幼児教育・保育施設としてのノウハウを持ち合わせた安心できる法人として現行どおりとした。

6. 法人の選定

現 行	改定後
<p>6. 法人の選定</p> <p>移管先法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が決定する。</p> <p>移管先法人の選定にあたっては、保護者説明会を行う。また、法人による運営方針等についての公聴会を実施し、保護者の意見や要望に配慮する。</p>	<p>6. 法人の選定</p> <p>移管先法人は、法人選考委員会が書類審査、面接等を経て選考し、市長が決定する。</p> <p>移管先法人の選定にあたっては、公開プレゼンテーション等により、直接保護者に法人の運営方針等を伝える機会をもち、保護者の意見や要望等に配慮する。</p>

【改定内容・検討事項】

- 第2期計画での法人選定で実施した『保護者説明会』の名称を『公開プレゼンテーション』とし、文言の修正を行った。
- 公聴会については、法人選考委員会がその任を請け負っているという解釈のもと、削除する。
- 公聴会は、「国または地方公共団体などの機関が一般的に関心が高く影響するところの大きい重要な事項を決定する際に、影響を受ける関係者や学識経験者などから意見を聞く機会」とする法律用語である。保育所の私立化においてはこれまで、法人選考委員会の委員の他、関係者である当該施設保護者も参加し、選考委員による質疑の他、保護者が書面で質疑・意見を行える場として公開プレゼンテーションを行った。今回も同様の内容を考えており、実際の内容に合わせ、公聴会から公開プレゼンテーションに表現を変更した。

7. 財産

現 行	改定後
<p>7. 財産</p> <p>財産については、次のとおり取り扱う。ただし、土地の賃借料は、保育所運営への影響に配慮しつつ別に定めるものとし、建物及び備品の譲渡額は、資産評価、減価償却等に応じ、その額若しくは無償で譲渡することについて、私立化対象施設ごとに定める。</p> <p>① 土地 原則有償貸与 ② 建物 原則有償譲渡 ③ 備品 原則有償譲渡</p>	<p>7. 財産</p> <p>財産については、次のとおり取り扱う。ただし、土地の賃借料は、保育所運営への影響に配慮しつつ別に定めるものとし、建物及び備品の譲渡額は、資産評価、減価償却等に応じ、その額若しくは無償で譲渡することについて、私立化対象施設ごとに定める。</p> <p>① 土地 原則有償貸与 ② 建物 原則有償譲渡 ③ 備品 原則有償譲渡</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- ・第3期計画にて、第2期計画に準じた方式で実施としてあるため、現行どおりとした。

8. 私立化における法人に求める諸条件【前文】

現 行	改定後
<p>8. 私立化における法人に求める諸条件</p> <p>移管先法人には国の定める最低基準、千葉県の設備及び運営に関する基準や本市の基準等に加え、市立保育所の私立化にあたって以下の諸条件を付す。</p>	<p>8. 私立化における法人に求める諸条件</p> <p>移管先法人には国の定める最低基準、千葉県の設備及び運営に関する基準や本市の基準等に加え、市立保育所の私立化にあたって以下の諸条件を付す。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとし、各項目にて必要な見直しをおこなった。

8. 私立化における法人に求める諸条件【1. 保育】

現 行	改定後
<p>【1. 保育】</p> <p>① 保育所保育指針に準拠した保育の実施</p> <p>② 習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針を参考とした保育の実施</p> <p>③ 私立化対象保育所の受入れ年齢の継承</p> <p>④ 習志野市が示す定員数での施設整備と受入れ</p> <p>⑤ 障がい児保育の実施</p> <p>⑥ 保育時間及び休園日</p> <p>保育時間…午前7時から午後6時の11時間を保育時間とする。</p> <p>休園日…日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を原則とする。</p>	<p>【1. 保育】</p> <p>① 保育所保育指針に準拠した保育の実施</p> <p>② 習志野市就学前保育一元カリキュラム参考とした保育の実施</p> <p>③ 習志野市が示す定員数での施設整備と弾力的な受入れ</p> <p>④ 障がい児保育の実施 (特別な支援を要する子の受け入れ)</p> <p>⑤ 開所・保育時間及び休所日</p> <p>開所時間…午前7時から午後7時</p> <p>保育時間…午前8時30分から午後4時30分の8時間（保育短時間認定）</p> <p>午前7時から午後6時の11時間（保育標準時間認定）</p> <p>休所日…日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を原則とする。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- ・『②習志野市就学前子どもの保育一元カリキュラム指針』の文言を修正し、『指針』を削除した。
- ・③については、乳児保育所からの私立化も対象となっていることから、項目を削除した。
- ・⑤については、子どもを受け入れることがわかるよう、()で記載した。ここでは、手法は問わない。
- ・⑥については保育所・保育園の文言を保育所に統一するよう文言を整理した。また、新制度の認定に対応する時間の表記とした。

8. 私立化における法人に求める諸条件【2. 給 食】

現 行	改定後
<p>【2. 給 食】</p> <p>① 完全給食の実施（月曜日から土曜日の間すべて実施すること。） 提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。</p> <p>② アレルギー対応食の提供</p> <p>③ おやつの提供 開所日の全ての児童におやつを提供すること。おやつは手作りおやつを原則とすること。 (乳児…午前、午後各1回、幼児…午後1回)</p>	<p>【2. 給 食】</p> <p>① 完全給食の実施（月曜日から土曜日の間すべて実施すること。） 提供する給食は、当該保育所内で調理されたものとし、国の示す「日本人の食事摂取基準」を満たす給食内容とすること。</p> <p>② アレルギー対応食の提供</p> <p>③ おやつの提供 開所日の全ての児童におやつを提供すること。午後のおやつは手作りおやつを中心に乳幼児に応じたものを提供すること。 (乳児…午前、午後各1回、幼児…午後1回)</p>

【改定内容】

- ・『基準』をもとに、安全であり、子どもの心身の発達を助長する給食の提供を法人が柔軟に工夫していただけるよう、現行どおりとした。
- ・おやつの表記を現状に合わせ変更した。また、乳児の午前おやつは牛乳等が主流であるため、「午後の」を追記した。

8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準等 ①職員数】

現 行	改定後
<p>【3. 保育士等の配置基準等】</p> <p>① 職員数 入所児童数に応じて市立保育所の配置基準に基づく保育士等を確保すること。</p>	<p>【3. 保育士等の配置基準等】</p> <p>① 職員数 入所児童数に応じて市立保育所の配置基準に基づく保育士等を確保すること。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- ・引き続き遵守してほしい部分であるので現行どおりとした。

8. 私立化における法人に求める諸条件 【3. 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 ア施設長】

現 行	改定後
<p>② 経験者の確保</p> <p>ア 施設長</p> <p>保育士又は幼稚園教諭の資格を有する専任の施設長を配置すること。配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・認可保育所又は認可保育所に準ずる集団的保育を実施する保育施設で、常勤職員としての保育経験が10年以上である者。・児童福祉事業における経験年数が10年以上である者。（うち認可保育所施設長経験3年以上）なお、児童福祉事業経験年数には、地方自治体での経験を算入できる。・幼稚園での実務経験12年以上で、管理職（園長・教頭）経験がある者。	<p>② 経験者の確保</p> <p>ア 施設長</p> <p>保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する専任の施設長を配置すること。配置する施設長は健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であって、次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none">・認可保育所等又は認可保育所に準ずる集団的保育を実施する保育施設で、常勤職員としての保育経験が5年以上である者。またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。・児童福祉事業における経験年数が5年以上である者。（うち認可保育所等施設長経験1年以上）なお、児童福祉事業経験年数には、地方自治体での経験を算入できる。またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。・幼稚園での実務経験5年以上で、管理職（園長・教頭等）経験がある者。またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。

【改定内容・検討事項】

- ・教員は免許であるので、文言を変更した。

- ・認可保育所には、認定こども園での経験も含まれることから『等』を追記（以下同様の扱い）

★施設長適任者の条件は、経験年数だけでははかれない資質・能力が求められる場合があるため、総合的に判断できるよう、経験年数については間口を広げる表記とした。間口を広げ、安定した園運営を任せられる優れた施設長を選出できるよう経験年数を変更した。県基準では2年以上、本市の民間認可保育所設置及び運営に関する基準では3年以上とされているが、公立からの移行ということでやや厳しく5年以上とした。ただし、経験年数以上の資質・能力をもち合わせた優れた人材の選考という観点から、「またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者」を追記した。

★児童福祉事業経験者についても同様の考え方で、経験年数を5年以上とした。県は2年以上、本市では3年以上（+研修受講修了）としている。

★幼稚園の実務経験についても同様の考え方で5年とした。ただし、福祉施設の経験不足という保護者の不安を管理職経験で培ったスキルでより良く対応していくだけいることを期待し、管理職等経験は現行どおりとした。（こども園では副園長職もあるため『等』を追記。〈以下同様の扱い〉）

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件 【3. 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 イ主任保育士】

現 行	改定後
<p>イ 主任保育士</p> <p>保育士資格を有する専任の主任保育士を配置すること。配置する主任保育士は次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任保育士又はこれに相当すると認められるものとして、認可保育所等の児童福祉施設での経験が3年以上である者。 ・認可保育所で、保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が7年以上ある者。 	<p>イ 主任保育士</p> <p>保育士資格を有する専任の主任保育士を配置すること。配置する主任保育士は次のいずれかに該当する者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任保育士又はこれに相当すると認められるものとして、認可保育所等の児童福祉施設での経験が3年以上である者。 ・児童福祉施設等で、保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が7年以上ある者。 またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者。

【改定内容・検討事項】

★主任保育士の経験は現行どおりとした。

★保育士としての経験は、本市民間設置基準に合わせ、児童福祉施設での経験も含めることから、認可保育所を児童福祉施設等に変更した。資質、能力は年数だけで判断できないという観点から、経験年数は現行どおりとするが、「またはこれと同等の以上の能力を有すると認められる者」を追記した。

8. 私立化における法人に求める諸条件 【3. 保育士等の配置基準等 ②経験者の確保 ウ保育士】

現 行	改定後
<p>ウ 保育士</p> <p>保育士資格を有する常勤職員としての保育経験が5年以上ある者を3分の1以上配置すること。なお、保育士の資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。</p>	<p>ウ 保育士</p> <p>施設の実情に応じて保育士資格を有する十分な保育所等の勤務経験や優れた資質・能力を有する者の確保に努めること。なお、保育士の資格を有していれば、幼稚園での経験年数を算入することができる。</p>

【改定内容・検討事項】

★私立化する当該施設の規模や対象年齢、保育の形態や内容及び職員育成の方法等により、経験ある保育士の配置や保育の在り様も異なると思われる。法人選考時に法人の考えを含めて選定できるよう、ガイドラインでは間口を広げる文言とした。

★昨今の保育士不足の実情から、保育に必要な保育士の人数確保を最優先できるよう、具体的な数値は削除した。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【4. 関係機関及び地域との連携・交流】

現 行	改定後
<p>【4. 関係機関及び地域との連携・交流】</p> <p>① 関係機関との連携・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。 ・ひまわり発達相談センター、ヘルステーション等の子どもの成長発達を支援する関係機関との連携を図ること。 <p>② 地域との連携・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。 ・地域の民生、児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。 	<p>【4. 関係機関及び地域との連携・交流】</p> <p>① 関係機関との連携・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の小学校や幼稚園、保育所、こども園等との連携、交流を図ること。 ・ひまわり発達相談センター、ヘルステーション、子育て支援課等の子どもの成長発達と保護者を支援する関係機関との連携を図ること。 <p>② 地域との連携・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域との連携を図ると共に、園庭開放等の地域の子どもや子育て家庭を支援する事業を実施するなど、地域住民との交流を図ること。 ・地域の民生、児童委員、母子保健推進員等との連携を図ること。

【改定内容・検討事項】

- ・昨今問題視されている児童虐待案件の対応窓口として、本市の子育て支援課を加えた。
- ・子ども支援だけでなく、保護者支援の役割も大きくなっていることから、「保護者を支援する～」を加えた。

8. 私立化における法人に求める諸条件【5. 苦情処理体制の整備】

現 行	定後
<p>【5. 苦情処理体制の整備】</p> <p>① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置</p>	<p>【5. 苦情処理体制の整備】</p> <p>① 苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置</p>

【改定内容】

- ・現行どおりとした。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【6. 特別保育への対応】

現 行	改定後
<p>① 延長保育の実施</p> <p>午後6時から午後8時までの実施を原則とし、保育ニーズを踏まえ、市と協議のうえ最大午後10時までの延長保育を実施する。</p> <p>※市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。</p>	<p>① 延長保育の実施</p> <p>午後6時から午後7時までの実施を原則とし、保育ニーズを踏まえ、市と協議のうえ最大午後10時までの延長保育を実施する。ただし、延長保育料については、午後7時までは徴収しないこと</p> <p>※市と協議の上、保護者ニーズを踏まえた弾力的な実施を認める。</p>
<p>② 休日保育の実施及び一時預かり保育事業等の実施</p> <p>在園児の安定した保育の実施を基本としたうえで、市との協議を経て需要に応じた休日保育、一時預かり保育等の特別保育に積極的に取り組むよう努める。</p>	<p>② 休日保育の実施及び一時預かり保育事業等の実施</p> <p>在園児の安定した保育の実施を基本としたうえで、市との協議を経て需要に応じた休日保育、一時預かり保育等の特別保育に積極的に取り組むよう努める。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・延長保育については、本市での共通取り決めに合わせ、午後7時までの実施を原則とした。それを超える場合は現行どおり市との協議とする。
- ・本市での共通取り決めに対応していただくため、「延長保育の徴収については～」を追記した。
- ・在園児は文言を修正した。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ ①共同保育】

現 行	改定後																																										
<p>【7. 共同保育と保育の引継ぎ】</p> <p>① 共同保育</p> <p>本市が指定する3か月の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での保育を実施する。なお、配置する職員数及び期間は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th><th style="text-align: center;">職員数</th><th style="text-align: center;">期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設長</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">3か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任保育士</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">3か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育士</td><td style="text-align: center;">本市が示す定員数におけるクラス数</td><td style="text-align: center;">3か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護師</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">2か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">2か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">調理員</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">1か月</td></tr> </tbody> </table>	職種	職員数	期間	施設長	1名	3か月	主任保育士	1名	3か月	保育士	本市が示す定員数におけるクラス数	3か月	看護師	1名	2か月	栄養士	1名	2か月	調理員	1名	1か月	<p>【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】</p> <p>① 開園準備・共同保育</p> <p>本市が指定する期間の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の職員を、私立化対象施設に配置し、共同での保育及び必要な協議や計画立案等準備を行う。なお、配置する職員数及び期間は概ね次のとおりとするが施設の状況により市と当該保育所及び法人の協議にて決定する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職種</th><th style="text-align: center;">職員数</th><th style="text-align: center;">期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">施設長</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">3か月～1年</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任保育士</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">3か月～1年</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育士</td><td style="text-align: center;">2名以上</td><td style="text-align: center;">3か月～1年</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">看護師</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">2週間～2カ月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">栄養士</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">2か月</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">調理員</td><td style="text-align: center;">1名</td><td style="text-align: center;">1か月</td></tr> </tbody> </table>	職種	職員数	期間	施設長	1名	3か月～1年	主任保育士	1名	3か月～1年	保育士	2名以上	3か月～1年	看護師	1名	2週間～2カ月	栄養士	1名	2か月	調理員	1名	1か月
職種	職員数	期間																																									
施設長	1名	3か月																																									
主任保育士	1名	3か月																																									
保育士	本市が示す定員数におけるクラス数	3か月																																									
看護師	1名	2か月																																									
栄養士	1名	2か月																																									
調理員	1名	1か月																																									
職種	職員数	期間																																									
施設長	1名	3か月～1年																																									
主任保育士	1名	3か月～1年																																									
保育士	2名以上	3か月～1年																																									
看護師	1名	2週間～2カ月																																									
栄養士	1名	2か月																																									
調理員	1名	1か月																																									

【改定内容】

- ★共同保育の手法は現行どおりとするが、円滑な私立化への移行には実保育に加え、取り決め事の調整や環境準備等が必要不可欠であり、当該施設と法人が協議や実体験を重ねながら計画立案等の準備を進めていくことが重要であると捉え、7の表題及び①に『開園準備・』を加えた。
- ★共同保育の期間や内容については、施設の位置や仕様、引き継ぐ子どもの状況、配置された職員構成等によって必要な準備も異なると思われることから、開園準備・共同保育の具体的期間は幅をもたせ、法人決定後に実情に即した運用ができるようにした。
- ★それぞれの職種によって必要な業務の引継ぎや調整が異なることから、期間や開始時期については施設の実情に応じて職種ごとに決めていくとした。
特に施設長・主任保育士については、管理運営面、保育課程編成等で当該施設との綿密な協議が必要であることから1年を推奨していく。
- ★保育士数については、各学級に保育士を1名ずつ配置し生活を共にしながら慣れていくという手法から、新園長・主任と共に乳児・幼児各1名程度の保育士が現保育にかかわりながら保育のポイントを理解し、新園長の責任において年度内に保育の全体的な計画を作成できるようにするとし、2名以上とした。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ ②保育の引継ぎ】

現 行			改定後									
② 保育の引継ぎ 共同保育終了後の1年間に、市の配置する担当職員から保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。			② 保育の引継ぎ 私立化 後の1年間に、 法人 は、市の配置する担当職員から 職務に応じて施設運営の助言、保育の支援及び助言、保育の継承等 を受ける。 また、市は、法人が安定した施設運営の基盤を築けるよう組織的な支援を行う。 なお、市の配置する担当職員と引継ぎの形態は次のとおりとする。									
私立化方式	配置する担当職員	形態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>私立化方式</th><th>配置する担当職員</th><th>形態</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存施設利用型</td><td>・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（2名）</td><td>市立保育所として運営業務を受託する。業務委託期間において配置された市職員とともに保育にあたりながら、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。</td></tr> <tr> <td>民間施設整備型</td><td>・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（専属1名） ・保育指導主事、所長経験再任用職員、栄養士等</td><td>配置された市職員から、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。また、市指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。</td></tr> </tbody> </table>	私立化方式	配置する担当職員	形態	既存施設利用型	・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（2名）	市立保育所として運営業務を受託する。業務委託期間において配置された市職員とともに保育にあたりながら、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。	民間施設整備型	・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（専属1名） ・保育指導主事、所長経験再任用職員、栄養士等	配置された市職員から、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。また、市指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。
私立化方式	配置する担当職員	形態										
既存施設利用型	・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（2名）	市立保育所として運営業務を受託する。業務委託期間において配置された市職員とともに保育にあたりながら、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。										
民間施設整備型	・私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職（専属1名） ・保育指導主事、所長経験再任用職員、栄養士等	配置された市職員から、保育の支援及び助言、保育の継承を受ける。また、市指導研修担当職員から組織的な支援を受ける。										

【改定内容・検討事項】

- ・第3期計画では、民間施設整備型方式に定められているため、既存施設利用型は削除した。
- ★引継ぎ期間に行う体制を整理し、誰が誰に対して何を行うか等、目的が明確になるよう表記を変更した。
- ★表内の①については、施設に専属配置となる職員の職階や引継ぎの形態を整理した。施設独自の工夫により新たな保育展開が行われる場合もあるため、それについては時には見守る姿勢も示すことから、「状況に応じて～」を加筆した。
- ★表内②については、担当者中、保育指導主事は近年配置しておらず、こども保育課配属の専門職である指導研修係が担当していることから、表記を変更した。また、計画的に行われる定期訪問の他、必要があれば適時訪問し、安定した園運営が根付くよう、法人が相談、助言を受けることができるよう、加筆変更した。
- 訪問計画については、法人決定後、担当課と法人にて調整の上、担当課が立案する。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ ③勤務の継続 ④保育状況の公開】

現 行	改定後
<p>③ 勤務の継続</p> <p>共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として業務受託期間及び私立化後も継続して当該施設に従事すること。また、民間施設整備型の手法における保育士については、共同保育期間に配置されたクラスに在籍する児童とともに移行し、原則として、次年度において児童の学齢が上がったクラスを担当すること。</p> <p>④ 保育状況の公開</p> <p>共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。</p>	<p>③ 勤務の継続</p> <p>開園準備・共同保育を行った移管先法人の職員は、原則として業務受託期間及び引継ぎ期間も継続して当該施設に従事し、<u>安定した園運営の実現と継続に努めること。</u></p> <p>④ 保育状況の公開</p> <p>共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学会や法人との懇談会を行う機会を設ける。</p>

【改定内容・検討事項】

★③にて、新年度の組織は、入園する子どもの状況や職員の状況を鑑み、前年度末に園長が学級編成と職員体制を構築する。ガイドラインでは、まだ状況が定まらないため具体的な配置学年は明記せず、**開園準備・共同保育の業務委託期間に在職していた職員の継続について記載した。**

★③にて、前年からの1年を通して大切に準備してきた「安定した園運営の実現と継続」を明記することで勤務継続の責務を意識できる文言とした。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【8. 保育の質の向上】

現 行	改定後
<p>【8. 保育の質の向上】</p> <p>① 第三者評価の受審</p> <p>私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。</p> <p>② 研修会への参加等</p> <p>本市が実施する研修会等へ積極的に参加すること。また、園長、主任、看護師、栄養士等についても、積極的な情報の共有及び交換を行うこと。</p> <p>③ 職員研修の計画的な実施</p> <p>本市が実施する研修会等への参加のほか、独自に職員研修を計画的に実施し、保育の質を向上させる取組みを行うこと。</p>	<p>【8. 保育の質の向上】</p> <p>① 第三者評価の受審</p> <p>私立化後の保育所運営における課題を把握し、質の向上への支援を目的とした第三者評価機関の福祉サービス第三者評価を受審すること。第三者評価機関の選定及び契約内容については市と協議し、初年度においては、評価機関の訪問調査に市職員を出席させること。</p> <p>② 研修会への参加等</p> <p>本市が実施する研修会等外部研修へ積極的に参加すること。また、園長、主任、看護師、栄養士等については、公立保育所及び他施設との積極的な情報の共有及び交換を行うこと。</p> <p>③ 職員研修の計画的な実施</p> <p>本市が実施する研修会等への参加のほか、独自に職員研修を計画的に実施し、保育の質を向上させる取組みを行うこと。</p>

【改定内容・検討事項】

- ②研修会は、本市主催のものに限らないため、『外部研修』を加筆した。また、より豊かな園運営の工夫がなされるよう、情報を共有する相手を公立に限定せず、他施設との連携を推奨していく記載とした。

8. 私立化における法人に求める諸条件【9. 保護者、市との連携】

現 行	改定後
<p>【9. 保護者、市との連携】</p> <p>① 三者協議会の設置</p> <p>移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続されること。</p>	<p>【9. 保護者、市との連携】</p> <p>① 三者協議会の設置</p> <p>移管先法人決定後、保護者・移管先法人・市からなる三者協議会を設置し、私立化に伴う諸事項について協議し合意形成を図るとともに、解決すべき事項について協議し合意のもと対処する。また、三者協議会は私立化後も当分の間存続されること。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

8. 私立化における法人に求める諸条件【10. 災害、事故等への対策】

現 行	改定後
<p>【10. 災害、事故等への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入所児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備 ② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施 ③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成 ④ 消防法に規定する防火管理者の設置 ⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月1回以上の訓練の実施 ⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施 ⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備 ⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備 	<p>【10. 災害、事故等への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 重大事故発生時の対応マニュアル作成及び入所児童の安全確保のため必要な設備や体制の整備 ② 侵入者等に備えた、警察等関係機関への通報訓練の実施 ③ 緊急時の対応マニュアルや緊急連絡網の作成 ④ 消防法に規定する防火管理者の設置 ⑤ 防火管理者による防火及び避難に係る計画の作成と、月1回以上の訓練の実施 ⑥ 地震、水害等を想定した対応マニュアルの作成と、必要な訓練の実施 ⑦ 感染症やそれを予防する衛生管理マニュアルの作成と、衛生的な環境の整備 ⑧ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（厚生労働省）」に基づくアレルギー疾患への対応と、実施体制の整備

【改定内容・検討事項】

- ・近年重大事故発生時の対応については国通知等でも重要視されていることから、マニュアルの作成を追記した。

8. 私立化における法人に求める諸条件【11. その他】

現 行	改定後
<p>【11. その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 費用負担 <p>本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。</p>	<p>【11. その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 費用負担 <p>本市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。
- ・法人が決定した後、三者協議会の中で十分協議した上で保育料以外の費用負担（園服代、新年度用品代等）を決めていく。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

9. 市の責務【1. 保護者説明】

現 行	改定後
<p>【1. 保護者説明】</p> <p>① 情報提供 私立化の経過において当該施設の保護者に対し、適宜保護者説明会を実施すると共に、文書において情報の提供をする。</p> <p>② 個別対応 保護者の要望に応じて、個別の相談や説明会を随時実施する。</p>	<p>【1. 保護者説明】</p> <p>① 情報提供 私立化の経過において当該施設の保護者に対し、適宜保護者説明会を実施すると共に、文書において情報の提供をする。</p> <p>② 個別対応 保護者の要望に応じて、個別の相談や説明会を随時実施する。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。

9. 市の責務【2. 保育見学会】

現 行	改定後
<p>【2. 保育見学会】</p> <p>① 保育状況の公開 共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学や法人との懇談会を行う機会を設ける。</p>	<p>【2. 保育見学会】</p> <p>① 保育状況の公開 共同保育期間及び保育の引継ぎ期間に、保護者に対し保育見学や法人との懇談会を行う機会を設ける。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。

9. 市の責務【3. 転所希望者への対応】

現 行	改定後
<p>【3. 転所希望者への対応】</p> <p>① 転所希望者への配慮 私立化を理由として他の保育所への転所を希望する方に対しては、私立化を行う年度に限り転所の決定に配慮する。</p>	<p>【3. 転所希望者への対応】</p> <p>① 転所希望者への配慮 私立化を理由として他の保育所への転所を希望する方に対しては、私立化を行う年度に限り転所の決定に配慮する。</p>

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

【改定内容・検討事項】

- ・現行どおりとした。しかし地域の状況によっては転所先の受け入れ枠が確保できないことも事前に保護者に伝えていく必要がある。

9. 市の責務【4. 共同保育と保育の引継ぎ】

現 行	改定後
<p>【4. 共同保育と保育の引継ぎ】</p> <p>① 共同保育</p> <p>3か月の共同保育期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の移管先法人職員を私立化対象施設に配置させ、共同での保育を実施する。</p> <p>なお、配置させる職員数及び期間については、「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ①共同保育】」のとおりとし、それに要する経費は移管先法人と協議のうえ、市が負担する。</p> <p>② 保育の引継ぎ</p> <p>共同保育終了後の1年間に、私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職を配置し、移管先法人への保育の支援及び助言、保育の継承を行う。</p> <p>なお、配置する職員数及び形態は「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ②保育の引継ぎ】」のとおりとする。</p> <p>また、既存施設利用型の場合については、当該期間に私立化対象施設の運営を移管先法人に業務委託し、それに係る経費は、移管先法人と協議のうえ、市が負担する。</p>	<p>【4. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】</p> <p>① 開園準備・共同保育</p> <p>最長1年間の準備期間において、指定する職種（施設長、主任保育士、保育士、看護師、栄養士、調理員）の移管先法人職員を、私立化対象施設に配置させ、協議を重ねながらの開園準備及び共同での保育を実施する。</p> <p>なお、配置させる職員数及び期間については、「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ①共同保育】」のとおりとし、それに要する経費は移管先法人と協議のうえ、市が負担する。</p> <p>② 保育の引継ぎ</p> <p>私立化後の1年間に、私立化対象施設の職員であった主任保育士相当職を配置し、移管先法人への保育の支援及び助言、保育の継承を行う。</p> <p>なお、配置する職員数及び形態は「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ②保育の引継ぎ】」のとおりとする。</p>

【改定内容】

- ・手法については、「8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 共同保育と保育の引継ぎ】」のとおり。
- ・委託の経費については、施設の状況により職種や期間が異なることから、ガイドラインでは「協議のうえ～」の文言で表す。
- ・既存施設利用型部分を削除した。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

9. 市の責務【5. 運営支援】

現 行	改定後
<p>【5. 運営支援】</p> <p>① 定期的な訪問</p> <p>保育の引継ぎ期間を終了した後、市の保育指導主事等が定期的に保育所を訪問し、保育や保育所運営に関する事柄等について助言を移管先法人に行うとともに、相談に応じる。</p>	<p>【5. 運営支援】</p> <p>①定期的な訪問</p> <p>保育の引継ぎ期間を終了した後、こども保育課の指導研修担当者等が定期的に保育所を訪問し、保育や保育所運営に関する事柄等について助言を移管先法人に行うとともに、相談に応じる。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・8私立化における法人に求める諸条件【7開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】②保育の引継ぎのとおり

9. 市の責務【6. 課題解決】

現 行	改定後
<p>【6. 課題解決】</p> <p>① 調整の実施</p> <p>私立化に伴い生じた課題については、市が三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行う。</p>	<p>【6. 課題解決】</p> <p>① 調整の実施</p> <p>私立化に伴い生じた課題については、市が相談窓口となり、必要に応じて三者協議会を通して解決に向けて必要な調整を行う。</p>

【改定内容・検討事項】

- ・①について、軽易な案件に関しては市との相談で解決できる場合があるので、「相談窓口となり、必要に応じて」を追記した。

習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日 第2版）

9. 市の責務【7. 相談窓口】

現 行	改定後
<p>【7. 相談窓口】</p> <p>① 相談窓口の設置</p> <p>私立化に伴うさまざまな課題や問題に対しては、こども部こども政策課が窓口となって、保護者からの相談に応じる。</p>	<p>【7. 相談窓口】</p> <p>① 相談窓口の設置</p> <p>私立化に伴うさまざまな課題や問題に対しては、こども政策課が窓口となり、保護者等からの相談に応じていく。また、必要に応じて関係部署と連絡・調整を図りながら課題解決に向けて連携をとっていく。</p>

【改定内容】

- ・窓口はこども政策課であるが、課題や問題の内容によっては、他部署との助言が必要な場合もあることから、「必要に応じて～」を追記した。
- ・近隣住民等との間で問題が生じた場合を想定し、保護者に『等』を追記した。

9. 市の責務【8. ガイドラインの履行】

現 行	改定後
<p>【8. ガイドラインの履行】</p> <p>① 履行の確認</p> <p>市は移管先法人による保育内容を適宜確認するとともに、必要に応じて協議や調査を行うなど、ガイドラインの適切な履行のため、必要な改善・指導を行う。</p>	<p>【8. ガイドラインの履行】</p> <p>①履行の確認</p> <p>市はガイドラインの適切な履行のため移管先法人による管理運営及び保育内容について適宜確認していく。</p> <p>② 指導・支援</p> <p>より良い保育所運営が継続的になれるよう、必要な改善及び指導・支援を行っていく。</p>

【改定内容】

- ・ガイドラインの適切な履行は「保育内容」だけでなく、「管理・運営」についての確認を重要視し、『管理運営』を加筆した。
- ・より良い保育所運営が継続的に行われるための指導・支援を重要視し、②指導・支援とし、別項とした。